

小田原城天守閣条例及び小田原城歴史見聞館条例の一部改正
に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原城天守閣条例及び小田原城歴史見聞館条例の一部改正
政策等の案の公表の日	平成28年7月5日（火）
意見提出期間	平成28年7月5日（火）から平成28年8月3日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	15件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	1人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	15

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	現在の小田原城天守閣の管理運営業務については、市職員がおこなっているのか、委託契約をおこなっているのか？委託契約であれば、どの企業団体と契約をしているのか、契約の方法は入札、随意（コンペ等）、随意（特命）のどれか？	D	天守閣の管理運営は、市が直営で実施しており、必要な業種（清掃・警備・入場改札、設備保守など）については、入札等により落札した業者と委託契約を行っています。
2	現在の常盤木門の管理運営業務については、市職員がおこなっているのか、委託契約をおこなっているのか？委託契約であれば、どの企業団体と契約をしているのか、契約の方法は入札、随意（コンペ等）、随意（特命）のどれか？	D	常盤木門の管理運営は、市が直営で実施しており、必要な業種（清掃・警備・入場改札、設備保守など）については、入札等により落札した業者と委託契約を行っています。
3	現在の歴史見聞館の管理運営業務については、市職員がおこなっているのか、委託契約をおこなっているのか？委託契約であれば、どの企業団体と契約をしているのか、契約の方法は入札、随意（コンペ等）、随意（特命）のどれか？	D	歴史見聞館の管理運営は、市が直営で実施しており、必要な業種（清掃・警備・入場改札、設備保守など）については、入札等により落札した業者と委託契約を行っています。
4	これらが全て特命（随意）であった場合、指定管理にしたところで、既存の契約している企業団体のみしか指定管理を行うことが出来ず、指定管理を行う意味が無いのではないか？	D	指定管理者制度は、管理運営経費の削減や施設サービスの向上を図ることを目的とした制度であり、観光面での更なる活用が図られることから、指定管理者制度の導入は必要と考えています。
5	小田原城天守閣、常盤木門、歴史見聞館を指定管理にすることによって、委託契約の場合と比べて具体的に来場者へどのようなサービスの向上が見込めるのか？	D	今後、指定管理候補者から提出される提案書類の中で、具体的な提案をしていただく予定です。
6	小田原城天守閣、常盤木門、歴史見聞館を指定管理にすることによって、委託契約の場合と比べて効率的な運営をおこなうことで財政面でどれくらいの支出を減らすことが出来ると見込んでいるのか？	D	今後、指定管理候補者から提出される提案書類の中で、具体的な提案をしていただく予定です。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
7	こども遊園地はなぜ併せて指定管理にしないのか？	D	本改正案は小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館の指定管理者制度の導入に関するものです。その他の施設の指定管理者制度の導入については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
8	城内弓道場はなぜ併せて指定管理にしないのか？	D	本改正案は小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館の指定管理者制度の導入に関するものです。その他の施設の指定管理者制度の導入については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
9	動物園（猿の管理）はなぜ併せて指定管理にしないのか？	D	本改正案は小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館の指定管理者制度の導入に関するものです。その他の施設の指定管理者制度の導入については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
10	藤棚観光バス駐車場はなぜ併せて指定管理にしないのか？	D	本改正案は小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館の指定管理者制度の導入に関するものです。その他の施設の指定管理者制度の導入については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
11	城址公園の維持管理はなぜ併せて指定管理にしないのか？	D	本改正案は小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館の指定管理者制度の導入に関するものです。その他の施設の指定管理者制度の導入については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
12	観光協会ありきの指定管理にならないようにしてもらいたい。	D	指定管理者の選定については、指定候補者から提出された提案書類を、指定管理候補者選定委員会において選定基準に基づき総合的に評価し審査・選定を行います。

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1 3	二の丸広場では小田原おでん祭りなど様々なイベントが行われているが、目的外使用料を徴収せず無償で提供し、特定の団体の利権のようになってしまっていると聞く、使用料（指定管理にするのであれば利用料）を設定し、広場の貸し出しや中でのイベントを指定管理の民間団体に任せることで、歳入やサービスの向上が見込まれるのではないか？	D	本改正案は小田原城天守閣・常盤木門・歴史見聞館の指定管理者制度の導入に関するものです。イベントによる歳入やサービス向上については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。
1 4	二の丸広場だけでなく、城址公園内の香具師などの管理をしっかりともらいたい。	D	原則、城址公園内のイベントに出店する香具師の管理は、イベント主催者の管理としておりますが、今後の管理に当たり、ご意見を参考にさせていただきます。
1 5	指定管理者の選定のコンペ等が開催される際には、HP等で日時を公表し市民等に公開して開催して欲しい。	D	原則、公開予定であります。今後開催されます指定候補者選定委員会において、公開の可否が決定されます。 なお、会議開催のお知らせについては、市ホームページなどで公表します。